

資料1：新研究棟の新営及びそれに伴う中央管理室の機能移転やライフライン再生事業（火災対応機器や放送設備等の更新）に係る工事計画や規制対応

1. 予算区分

- 1) 新研究棟の新営、中央管理室の機能移転、現研究棟の改修
令和3年~令和5年までの3年間
- 2) ライフライン再生事業（火災対応機器や放送設備等の更新）
令和3年~令和4年までの2年間

2. 各事業の実施に要する期間

- ・新研究棟：13か月（令和4年2月から令和5年2月）
- ・中央管理室の機能移転に係る設備（中央監視盤）：8か月（製作から使用開始まで）
（令和4年9月から令和5年4月）
- ・ライフライン再生事業：7か月（製作から使用開始まで）
（令和4年8月から令和5年2月）
- ・現研究棟の改修事業：10か月（工事及び実験室等の移転）
（令和5年6月から令和6年3月）

3. 工事計画（設工認に係る工事のみ）

上記予算区分を考慮し、別添に示す3年間の工事計画が立てられている。（この工程表には中央管理室機能移転に係る中央監視盤の製作等の工事期間は明記されていない。第二研究棟新営工事の中に含まれている。）

まず、予算区分を考慮した工事の拘束条件としては、まず、ライフライン再生事業（火災対応機器や放送設備）があり、令和5年3月までの完成が求められている。上記当該工事期間から令和4年8月の工事開始が必要となる。

一方、中央管理室の機能移転については、上記現研究棟の改修期間7か月と実験室等の移転(3か月)を考えると、令和5年5月には中央管理室の機能移転が終了していなければならない。移転するためには新研究棟が完成し、中央監視盤などの機器が設置され、配線等の工事が終了し、使用可能（使用前事業者検査や使用前確認が終了）な状態になっている必要がある。これらの検査(1か月程度)や関連する工事（機器の製作も含む）期間を考えると機能移転に係る工事は遅くとも令和4年9月の工事開始が必要となる。

4. 設工認承認時期（希望）

以上の予算区分や工事工程を考えると、中央管理室の機能移転やライフライン再生事業（火災対応機器や放送設備）に係る設工認は令和4年7月か8月ごろに承認されることが必要となる。

添付資料：R3年度末～R5年度 全体スケジュール

R3年度末～R5年度 全体スケジュール

複合原子力科学研究所 第二研究棟新営その他工事

	工事期間
	移転期間

R3.12.15

団地名	事業名	内容	令和3年度			令和4年度												令和5年度																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4				
熊取	総合研究棟 (複合原子力系) 改修・増築																																	
	ライフライン再生 (原子力防災設備)																																	